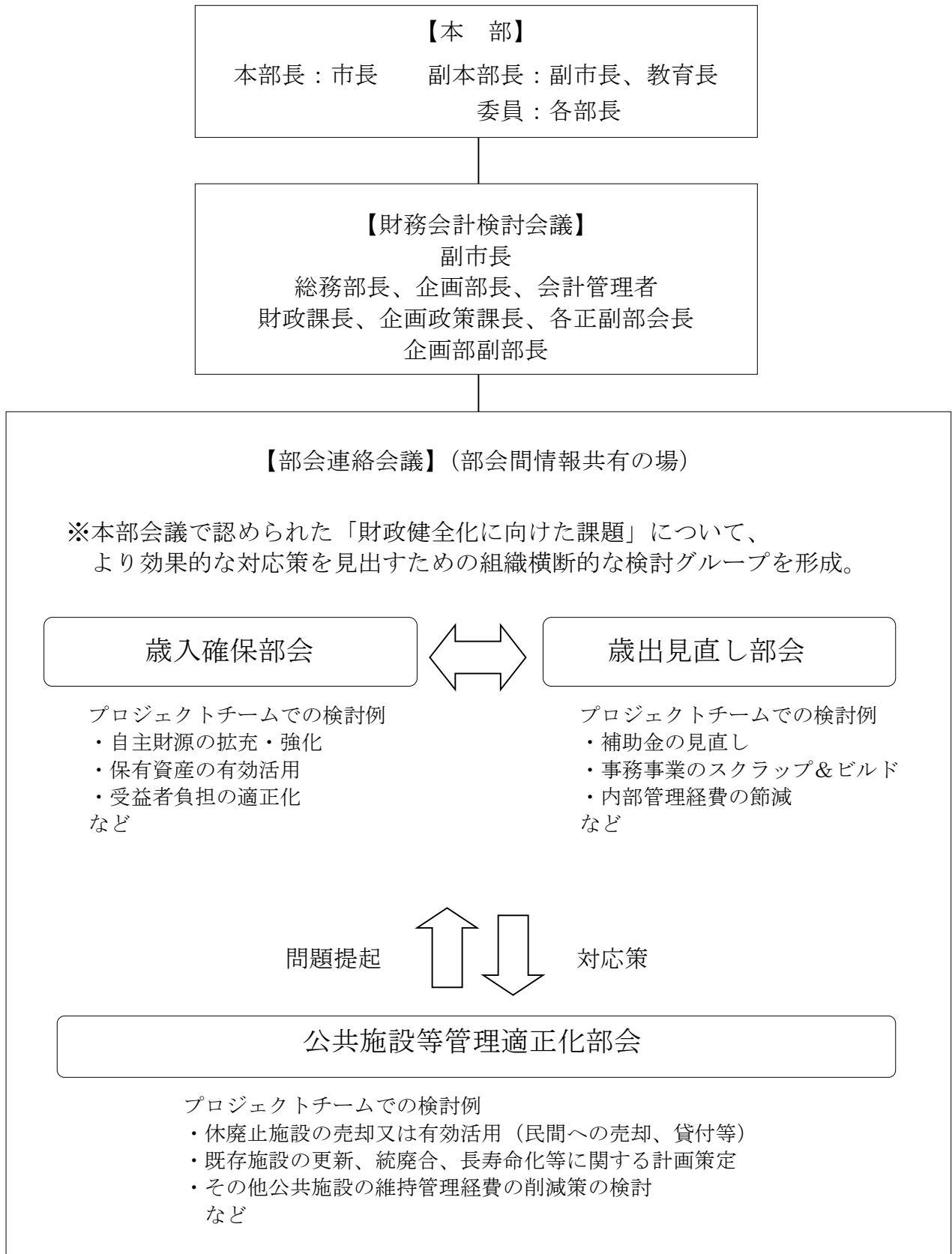


# 資 料

## 第2次新城市財政健全化推進本部体系図



事務局：財政課及び各プロジェクトチームのリーダー等が担う。

新城市財政健全化推進本部規程を次のように定める。

平成29年5月30日

新城市長 穂 積 亮 次

新城市財政健全化推進本部規程

(設置)

第1条 本市の財政の健全化を推進するため、新城市財政健全化推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 財政の健全化に向けた重要事項を審議すること。
- (2) 財政の健全化に向けた総合調整に関すること。
- (3) 財政推計の進行管理に関すること。
- (4) その他財政の健全化の推進に関し市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 本部の長は、本部長とし、市長をもって充てる。

- 2 本部に副本部長を置き、副市長、教育長をもって充てる。
- 3 本部に本部員を置き、部長及びこれに相当する職にある者のうちから、市長が任命する。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集する。

- 2 本部は、必要があると認めるときは、その会議に関係者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 本部に部会を置く。

- 2 部会は、第2条各号に掲げる事務に関する事項のうち本部が指示するものについて調査審議する。
- 3 部会員は、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する。
- 4 部会に部会長及び副部会長を置き、本部長の指名する者をもって充てる。
- 5 部会長は、本部長の命を受けて部会の事務を掌理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、総務部において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、本部及び部会の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は、平成29年5月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年8月3日から施行する。

## 第2次新城市財政健全化推進本部運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新城市財政健全化推進本部規程（平成29年新城市訓令第12号）（以下「本部規程」という。）に基づき設置する第2次新城市財政健全化推進本部（以下「本部」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部の構成)

第2条 本部は、次のとおり構成する。

- (1) 本部会議
- (2) 財務会計検討会議（以下「検討会議」という。）
- (3) 部会

(本部会議)

第3条 本部会議は、本部規程第3条の規定に基づき組織する。

2 本部会議は、本部規程第2条に基づく事務について、審議し、決定する。

(検討会議)

第4条 検討会議は、新城市庁内会議設置規程（平成19年新城市訓令第14号）第8条の規定に基づき組織する。

2 検討会議は、次に掲げる事項について調整及び審議を行う。

- (1) 本部会議に付議する事項
- (2) 部会において調査審議すべき事項
- (3) その他本部長が指示する事項

(部会)

第5条 本部は、本部規程第6条の規定に基づき、次のとおり部会を置く。

- (1) 歳出見直し部会
- (2) 歳入確保部会
- (3) 公共施設等管理適正化部会

2 部会は、部会間の情報を共有するため、必要に応じて部会連絡会議を行う。

3 部会は、本部会議で認められた課題等について、効果的な対応策を見出すための組織横断的な検討グループを置くことができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年5月30日から施行する。

## 第2次財政健全化推進本部経過

### 本部会議

平成29年	5月30日	第1回本部会議
	11月24日	第2回本部会議
	3月27日	第3回本部会議
	9月28日	第4回本部会議

### 財務会計検討会議

平成29年	5月18日	第1回財務会計検討会議
	11月17日	第2回財務会計検討会議
平成30年	3月22日	第3回財務会計検討会議
	9月20日	第4回財務会計検討会議

### 歳入確保部会

平成29年	6月6日	第1回歳入確保部会
	19日	第2回歳入確保部会
	27日	第3回歳入確保部会
	8月25日	第4回歳入確保部会
	10月31日	第5回歳入確保部会
平成30年	3月16日	第6回歳入確保部会
	5月10日	第7回歳入確保部会
	8月23日	第8回歳入確保部会

### 歳出見直し部会

平成29年	6月1日	第1回歳出見直し部会
	12日	第2回歳出見直し部会
	23日	第3回歳出見直し部会
	9月14日	第4回歳出見直し部会
	10月24日	第5回歳出見直し部会
平成30年	3月15日	第6回歳出見直し部会
	5月9日	第7回歳出見直し部会
	8月23日	第8回歳出見直し部会

## 公共施設等管理適正化部会

平成29年	6月16日	第1回公共施設等管理適正化部会
	21日	第2回公共施設等管理適正化部会
	27日	第3回公共施設等管理適正化部会
	9月13日	第4回公共施設等管理適正化部会
	28日	第5回公共施設等管理適正化部会
	10月27日	第6回公共施設等管理適正化部会
平成30年	2月7日	第7回公共施設等管理適正化部会
	3月16日	第8回公共施設等管理適正化部会
	4月24日	第9回公共施設等管理適正化部会
	8月24日	第10回公共施設等管理適正化部会

## 部会連絡会議

平成29年	7月10日	第1回部会連絡会議
	11月10日	第2回部会連絡会議
平成30年	3月19日	第3回部会連絡会議
	8月31日	第4回部会連絡会議

## その他

平成29年	9月21日	指定検討項目担当課長会議
-------	-------	--------------